

(設置)

第1条 江別市の行政改革の推進に当たって必要な助言等を受けること並びに江別市の行政評価制度について行政外部の専門家及び市民の視点で評価を行うことを目的として江別市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関し意見を述べること。
- (2) 行政改革大綱策定後の行政改革の推進に関し助言を行うこと。
- (3) 行政評価制度について行政外部の専門家及び市民の視点で評価を行うこと。
- (4) 前号の評価を行う対象施策等を選定すること。
- (5) その他市長が必要と認めた事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市政について識見を有する者
- (3) 公募による者

3 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(江別市行政評価外部評価委員会設置要綱の廃止)

2 江別市行政評価外部評価委員会設置要綱（平成22年4月1日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。